

食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための環境省の対応について(案)のポイント

※有識者や関係事業者の意見等を踏まえるとともに、2/24(水)の中央環境審議会循環型社会部会において御審議・御議論いただき、その後速やかにとりまとめ、公表。

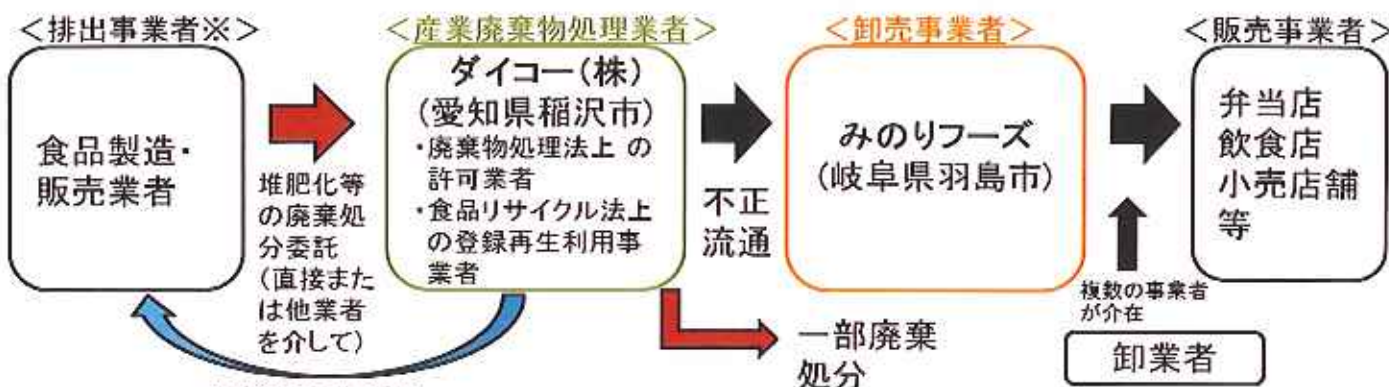
資料4-1

平成28年2月16日
環境省

1. 事案の概要

- 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。
- 本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで捜査中。

本事案において考えられる主な問題の所在



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
・マニフェストにより最終処理を確認すること。
・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

【廃棄物の取扱いに関して】
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ(マニフェストの虚偽報告等)
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ(国が把握できていなかった点)

【食品の取扱いに関して】
○食品衛生法に抵触するおそれ(無許可営業)
○食品表示法に抵触するおそれ(表示がない商品が小売りされた点)

(現在、全容解明に向けて警察等により捜査が行われているところ。)

(参考)我が国においては、食品廃棄物等(年間約2800万トン(うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン(うち事業系が331万トン))が大量に発生している。

2. 本事案に対する政府全体の取組

○関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省等)における取組の他、1月29日には、関係府省が連携を密にして、事態に対処することを改めて申し合わせ。

(参考)
「廃棄食品の不正流通事案について」(食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会申合せ)

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。
3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。
4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

3. 環境省としての本事案への対応～違反事業者に対しては厳正に対応

- 問題となった事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく登録の取消しを含め、厳正に対応。
- 廃棄物処理法の権限を有する関係自治体と連携を密にして、同法に基づき厳正に対応。

4. 環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

- 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかったところ。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点で対応可能な再発防止策に速やかに着手。
- また、本件については、警察等により捜査が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。

【電子マニフェストの機能強化】

- 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、不正を検知できる情報処理システムの導入を検討

【廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

- 都道府県に対して、産業廃棄物処理業者への抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組について改めて通知。併せて、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を速やかに検討
- 地方公共団体と連携しつつ、食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化

(適正処理の強化と人材育成)

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化を廃棄物処理事業者に求め、環境省としてその取組状況をフォローアップ
 - ・処理状況の積極的な公開
排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開
 - ・優良事業者の育成・拡大
廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定(※)の取得の推進
優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設
- (※)通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する制度

【排出事業者に係る対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化】

- 例えば、食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直しを検討(※判断基準を勧告して指導・助言を実施)
- 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じることを要請(併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。
- 食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定(農林水産省と連名)